

所得拡大促進税制の改組

(担当：坂本 良子)

1. はじめに

現行の所得拡大促進税制が平成 30 年 3 月 31 日に適用期限を迎えます。

そのため、平成 30 年度税制改正では同制度を改組し、青色申告法人が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合、次の 2、3 の適用要件を満たすときは、それぞれの税額控除ができる制度に改められました。

2. 制度内容 (大法人の場合)

適用要件	① 賃金引上げ率 対前年度比 3%以上増加 ② 国内設備投資額 当期の減価償却費の 90%以上
控除額	①②のいずれも満たす場合 賃上げ額の 15% ※①②のいずれも満たし、教育訓練費の額が前 2 期平均の 1.2 倍以上の場合 賃上げ額の 20% ※法人税額の 20%が上限

【租税特別措置の適用要件の見直し】

一方で、大企業が平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、所得が増加しているにもかかわらず次のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制等の一定の税額控除を認めない措置が講じられます。

- ① 平均給与等支給額が前年を超えること
- ② 国内設備投資が減価償却費の額の 10%を超えること

3. 制度内容 (中小企業の場合)

適用要件	① 賃金引上げ率 対前年度比 1.5%以上増加
控除額	賃上げ額の 15% ※賃金引上げ率が対前年度比 2.5%以上かつ、次のいずれかの要件を満たした場合 i. 教育訓練費が前期の 1.1 倍以上 ii. 経営力向上計画に従い、経営力向上が行われたものと証明されたこと 賃上げ額の 25% ※法人税額の 20%が上限

【適用除外事業者】

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、中小企業者等であっても前 3 事業年度の平均所得金額が年 15 億円を超える場合は、大法人の場合と同様の取扱いとなります。

4. 留意点

改正後の所得拡大促進税制は、中小企業者等の場合でも設立事業年度は適用対象外とされます。

また、賃金引上げ率の計算における平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、継続雇用者の範囲が見直され、当期及び前期の**全期間の各月**において給与等の支給がある雇用者で一定のものと改められたことにより設立 1 期目の最初の月から給与を支給しなければ、2 期目も適用が受けられないこととなります。

5. おわりに

税額控除額は引き上げられましたが、適用要件には国内設備投資が加わり、大企業にとっては適用が難しくなることが想定されます。

しかし、賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担が軽減され、特に人材投資の強化を行う企業については、実質的な税負担が 25%まで引き下げられることとなります。